

一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社

出張まちづくりライブラリー利用規則

(平成25年4月1日決裁)

(平成26年4月1日決裁)

(目的)

第1条 この規則は、イベントとして実施する一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社出張まちづくりライブラリー（以下「出張ライブラリー」という。）における図書利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置期間・場所)

第2条 出張ライブラリーの設置期間は概ね1ヶ月を限度とし、設置場所については公社が管理する施設及び事務局長が認める場所とする。

(図書の範囲)

第3条 出張ライブラリーの用に供する図書は、支障のない範囲で、事務局長が定める。

(利用)

第4条 出張ライブラリー内で図書を利用しようとする者は、閲覧場所において、利用簿に必要事項を記入の上、利用することができる。

(出張ライブラリー貸出の利用)

第5条 利用者は、その国籍、住所及び年齢を問わず、図書の貸出を受けることができる。

(図書の貸出)

第6条 図書の貸出を受けようとする者は、所定の「貸出申込書」に必要事項を記入し、貸出を受けるものとする。その場合、運転免許証・学生証等、本人確認ができるものを提示しなければならない。ただし、小学生以下の児童の場合は、保護者同伴に限る。

(貸出冊数)

第7条 図書の貸出は、1人につき1度に3冊までとする。

(貸出期間)

第8条 図書の貸出期間は、10日以内とし、貸出期間の延長はしないものとする。

(損害弁償)

第9条 図書を亡失、または著しく破損、汚損した場合は、当該図書と同一のものまたは事務局長が相当価値と認める図書によって弁済しなければならない。

(図書利用の停・禁止)

第10条 図書の返却が著しく遅れたり、または繰り返し遅れたり、弁済を怠る等当規則に違反した場合、または利用者として不都合な行為があった場合には、

当人に対して図書の利用を停止、または禁止することができる。

(その他)

第 11 条 前条までに定めることのほか、必要が生じた場合は事務局長がこれを決する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。